

議案第 37 号

松阪市飯南体育センター条例の一部改正について

松阪市飯南体育センター条例（平成 17 年松阪市条例第 270 号）の一部を次のように改正する。

平成 30 年 2 月 14 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市飯南体育センター条例の一部を改正する条例

松阪市飯南体育センター条例（平成 17 年松阪市条例第 270 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

(2) 定期休日 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。